

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第5号中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改め、同表5の項第4号中「観光文化交流局」を「経済観光局」に改め、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表9の項第2号中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項中

「

(5) 消防職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	日額 4,000 円
--	------------

」

を

「

(5) 消防職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する国際緊急	日額 4,000 円
--	------------

援助活動に直接従事したとき。	
(6) 消防局に勤務する救急救命士が 救急救命に関する業務に直接従事 したとき。	1 当務につき 800 円

」

に改め、同項を同表 9 の項とし、同表 1 1 の項中「月額 8 4, 0 0 0 円」を「日額 4, 2 0 0 円」に改め、同項を同表 1 0 の項とする。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

食肉センター業務手当の廃止等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。